

仕様書別紙

**令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金
に係る評価指標（市町村分）**

1. 令和6年度保険者機能強化推進交付金評価指標（市町村分）

- ※ 配点合計 400 点満点。
- ※ 網掛けは、厚生労働省が既存統計を活用して評価を行う項目であり、各自治体において回答が不要な項目である。

目標I 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする（配点 100 点）

目標I：(i) 体制・取組指標群（4項目、配点 64 点）				
	評価指標	留意点等	時点	配点
1	<p>地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。</p> <p>ア 「地域包括ケア「見える化」システム」を活用し、サービス資源や給付費等の現状把握・分析等を行っている</p> <p>イ 日常生活圏域別の特徴を把握・整理している</p> <p>ウ 地域の介護保険事業の特徴を踏まえ、相談窓口やサービスの種類・内容、利用手続などについて、住民に周知を行っている</p> <p>エ 地域の介護保険事業の特徴を公表している</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ 本評価指標は、各種施策を展開していく前提として、自らの地域の介護保険事業の特徴を把握し、これを地域の中で共有できているかどうかを評価する。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ ア及びイは、一人当たり給付費（費用額）（年齢等調整済み）、要介護認定率（年齢等調整済み）、在宅サービスと施設サービスのバランスその他のデータ等に基づき、全国平均、近隣保険者その他の数値との比較や経年変化の分析を行うつつ、当該地域の特徴の把握と要因分析を行っている場合に評価の対象とする。</p> <p>○ なお、保険者として取り組むべき課題の考察に至る現状把握や地域分析を対象とし、単に認定率や保険料額の高低を認識するに留まる場合は、非該当とする。</p> <p>○ また、ここでの特徴とは、分析結果から得られた当該地域の強み又は課題・改善点などを想定している。</p> <p>○ イについて、日常生活圏域が1の場合は、1の圏域として特徴を把握・整理できていれば評価の対象として差し支えない。</p>	<p>2023 年度実施（予定を含む）の状況を評価</p>	<p>ア～エ 各 4 点 (最大 16 点)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ ウは、イで整理した地域資源等について、地域住民が必要な際に利用、選択しやすいように周知を行っている場合に評価の対象とする。なお、ここでいう「相談窓口やサービスの種類・内容、利用手続」には、認知症ケアバスなども含まれる。 ○ エは、ア・イで把握した地域の特徴について、データや分析・考察結果などと併せて公表することを通じて、地域住民と地域課題や今後の地域の在り方に関する問題意識等を共有している場合を想定している。 ○ ウ・エの「周知」・「公表」の方法は、各自治体のホームページ・広報への掲載やリーフレットの配布などが想定される。 		
2	<p>介護保険事業計画の進捗状況（計画値と実績値の乖離状況）を分析しているか。</p> <p>ア 毎年度、計画値と実績値の乖離状況について、モニタリングを行っている</p> <p>イ モニタリングの結果を外部の関係者と共有し、乖離の要因やその対応策について、外部の関係者を含む議論の場で検証を行っている</p> <p>ウ モニタリングの結果やイの検証を踏まえ、サービス提供体制について必要な見直しを行っている</p> <p>エ モニタリングの結果を公表している</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本評価指標は、介護保険事業計画の進捗管理を通じたPDCAサイクルが確立できているかどうかを評価する。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アは、計画値と実績値との乖離状況とその要因を考察しているものを対象とし、単に認定者数、受給者数、サービス種類別の利用者数、給付実績等の数値を把握したにすぎないものは非該当とする。なお、モニタリングは最低でも年に1回は行うものとする。 ○ また、アの「毎年度」は、当該年度においてモニタリングを行っている場合に評価の対象とする。 ○ イの議論の場は、地域ケア会議や計画策定委員会等、府外の地域の関係者が参加しているものが想定され、市町村職員のみで行われたものや、単に現状の報告に留まる場合は非該当とする。 ○ ウのサービス提供体制の見直しに向けた検討に当たっては、入所施設や有料老人ホーム等の高齢者住宅等の利用状況も含めて情報収集・分析することが重要である。 	<p>2023 年度実施 (予定を含む) の状況を評価</p> <p>ア～エ 各 4 点</p> <p>(最大 16 点)</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ○ ウの「サービス提供体制について必要な見直し」とは、サービス提供体制に係る整備目標につき、当該整備目標の下で、将来の人口推計に基づいたサービス需要（ニーズ）を踏まえてサービス提供体制の確保のために具体的な改善策を講じた場合のほか、今期計画期間中に当該整備目標そのものの見直しを行う場合、ア及びイによる考察を踏まえて検討した結果、次期計画期間以降に当該整備目標を見直すこととした場合及び当面、その見直しを行わないと判断した場合も含む。この点、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」参照のこと。 ○ なお、定期巡回・随时対応型訪問介護看護や（看護）小規模多機能型居宅介護については、計画値と実績値に乖離が見られる自治体が多いことから、アのモニタリング、イの検証を行った上で、介護保険事業計画へ反映し、具体的な改善策を講じることが重要である。 ○ エの「公表」の方法は、会議での資料配付や自治体ホームページへの掲載などが想定される。 		
3	<p>自立支援、重度化防止等に関する施策について、実施状況を把握し、必要な改善を行っているか。</p> <p>ア 毎年度、次の施策分野ごとに事業の実施状況を定量的に把握し、データとして整理している</p> <p>① 介護予防・生活支援サービス ② 一般介護予防事業 ③ 認知症総合支援 ④ 在宅医療・介護連携</p> <p>イ 次の施策分野ごとに事業の効果を検証するための評価指標を定めている</p> <p>① 介護予防・生活支援サービス ② 一般介護予防事業 ③ 認知症総合支援</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本評価指標は、介護保険事業計画の進捗管理に加え、各種施策レベルにおいても PDCA サイクルが確立できているかどうかを評価する。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ア～エは、各施策分野に該当する全ての事業について、網羅的に実施されていることまでを求めるものではないが、少なくとも各自治体において、介護保険事業計画に目標を明記している事業など、当該自治体が主要と考える事業に関して実施できている場合に評価の対象とする。 ○ アの「毎年度」は、当該年度において事業の実績（アウト 	<p>2023 年度実施（予定を含む）の状況を評価</p>	<p>ア～エのうち ①～④ 各 1 点（複数選択可） (最大 16 点)</p>

目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する（配点 100 点）

目標Ⅱ：(i) 体制・取組指標群（2項目、配点 68 点）				
	評価指標	留意点等	時点	配点
1	<p>介護給付費の適正化に向けた方策を策定しているか。</p> <p>ア 地域のサービス資源や給付費等の動向を把握し、他の地域とも比較・分析の上、介護給付費の適正化方策を策定している</p> <p>イ 介護給付費の適正化方策に基づく取組の効果を検証するための評価指標を定めている</p> <p>ウ イの指標に対する実績等を踏まえ、毎年度、取組の課題の分析、改善・見直し等を行っている</p> <p>エ イの指標の達成状況を含む取組の成果を公表している</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本評価指標は、市町村が策定する介護給付費の適正化方策及びこれに基づく各種取組に関して、PDCAサイクルが確立できているかどうかを評価する。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費の適正化方策については、第9期計画策定に向けた取組に加え、既に第8期計画に盛り込まれているものも含む。 ○ アの「他の地域と比較・分析」に当たっては、「地域包括ケア「見える化」システム」等を活用し、データを基に、府内で検討が行われていることを前提とする。 ○ イの評価指標は、点検件数などの定量的に把握可能なアウトプットで差し支えない。 ○ エの成果の公表は、最低限、当該年度において事業実績を公表する場合に評価の対象とする。また、公表は会議での資料配付や自治体ホームページへの掲載などが想定される。 	<p>2023 年度実施（予定を含む）の状況を評価</p> <p>ア～エ 各 8 点</p> <p>(最大 32 点)</p>	
2	<p>介護給付費適正化事業を効果的に実施しているか。</p> <p>ア 介護給付費適正化事業のうち、いくつを実施しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3 事業 ② 4 事業 ③ 5 事業 <p>イ 縦覧点検 10 帳票のうち、効果が高いと期待される 4 帳票をいくつ点検しているか</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本評価指標は、介護給付費の適正化方策を踏まえ、介護給付費適正化事業が効果的に実施されているかどうかを評価する。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要 5 事業の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の適正化 ・ケアプランの点検 	<p>2023 年度実施（予定を含む）の状況を評価</p> <p>ア・イのうち ①～③ 各 2 点</p> <p>ウ～オ 各 8 点</p> <p>ア・イの①～</p>	

<p>① 2帳票 ② 3帳票 ③ 4帳票</p> <p>ウ ケアプラン点検の実施に当たって、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者に係るものも含めている</p> <p>エ 福祉用具の貸与後に、リハビリテーション専門職等が用具の適切な利用がなされているかどうかを点検する仕組みがある</p> <p>オ 福祉用具購入費・住宅改修費の申請内容について、リハビリテーション専門職等がその妥当性を検討する仕組みがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修等の点検 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・介護給付費通知 <p>○ 「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」の事業を国保連に委託して実施している場合も評価の対象として差し支えない。</p> <p>○ アの①及び②は、「介護給付費通知」を除き、その他4つの事業のうちから3事業又は4事業を実施している場合に評価の対象とする。</p> <p>○ イの「縦覧点検 10 帳票のうち、効果が高いと期待される4帳票」とは、国保連合会介護給付適正化システム<情報活用マニュアル>（令和3年9月<第9版>）に記載されている以下の帳票を指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ② 重複請求縦覧チェック一覧表 ③ 算定期間回数制限縦覧チェック一覧表 ④ 単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表 <p>上記の縦覧点検4帳票のうち、取組の対象とした1年間にに出力された全件の点検を実施している帳票の数とする。</p> <p>国保連に委託し実施している場合も評価対象として差し支えない。</p> <p>点検対象がなく帳票が出力されない場合、その帳票は評価の対象とはならない。</p> <p>○ ウは、都道府県が家賃や介護保険外のサービス提供費用等について情報収集を行った上で、市町村においてこれらの情報提供を受けるなどにより、ケアプラン点検を行っている場合に評価の対象とする。</p> <p>○ ウの評価に当たって、有料老人ホーム等が管内にない市町村については、当該市町村の被保険者が他市町村の有料老人ホーム等に入居し、介護サービスを適正に利用しているか等の実態について情報収集を行い、必要に応じ都道府県や他市町村と連携して対応できる体制を構築している場合は評価</p>	<p>③は、③に該当すれば①・②も得点</p> <p>(最大 36 点)</p>
---	--	--

		<p>の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工・オの「リハビリテーション専門職等」の関与に当たつては、関係団体や都道府県・近隣市町村による広域団体等と連携して関与する仕組みがある場合も対象に含む。 ○ オは、福祉用具購入費・住宅改修費のいずれかにリハビリテーション専門職等が関与していれば評価の対象として差し支えない。また、住宅改修費の申請内容の検討に係る「リハビリテーション専門職等」には、建築専門職、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上を含む。 		
--	--	---	--	--

目標Ⅱ：(ii) 活動指標群（2項目、配点 32 点）

	評価指標	留意点等	時点	配点
1	<p>ケアプラン点検の実施割合</p> <p>ア 上位 7 割 イ 上位 5 割 ウ 上位 3 割 エ 上位 1 割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当状況調査の結果を踏まえ、厚生労働省において算定。 ○ なお、ケアプラン点検は、地域支援事業の任意事業（介護給付等費用適正化事業）及びその他の枠組みで行われるケアプラン点検を指し、「居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所からの提出、又は事業所への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等を行う」ものをいう。 ○ また、点検対象とするケアプランには、国保連合会介護給付適正化システム＜提供情報活用マニュアル＞（令和 3 年 9 月＜第 9 版＞）に記載されている以下の給付実績の帳票を活用して選定したものを必ず含めて行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表 ・支給限度額一定割合超一覧表 	2022 年度実績を評価	ア～エ 各 4 点 ワに該当すれば ア～ウも得点 (最大 16 点)
2	<p>医療情報との突合の実施割合</p> <p>ア 上位 7 割 イ 上位 5 割 ウ 上位 3 割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当状況調査の結果を踏まえ、厚生労働省において算定。 ○ なお、実施割合は、国保連合会介護給付適正化システム＜提供情報活用マニュアル＞（令和 3 年 9 月＜第 9 版＞）に記載されている以下の突合区分において、取組の対象とした 1 年間の出力件数のうち点検した件数の割合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・突合区分「01」 	2022 年度実績を評価	ア～エ 各 4 点 ワに該当すれば ア～ウも得点

仕様書別紙

**令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金
に係る評価指標（都道府県分）**

1. 令和6年度保険者機能強化推進交付金評価指標（都道府県分）

- ※ 配点合計 400 点満点。
- ※ 網掛けは、厚生労働省が既存統計を活用して評価を行う項目であり、各自治体において回答が不要な項目である。

目標 I 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする（配点 100 点）

目標 I : (i) 体制・取組指標群（2項目、配点 60 点）				
	評価指標	留意点等	時点	配点
1	<p>管内における地域課題の解決や地域差（管内市町村間の一人当たり給付費の差）の把握・分析、その改善に向けた市町村支援を実施しているか。</p> <p>ア 都道府県として管内市町村が抱える地域課題や地域差の分析を行っている イ 地域課題や地域差の分析結果について、管内市町村に対して共有している ウ 地域課題や地域差の改善に向けた都道府県としての目標を定めている エ ウの目標を踏まえ、管内市町村における地域課題の解決や地域差の改善、介護保険事業計画の進捗管理を支援するための具体的な取組（研修事業、アドバイザー派遣等）を実施している オ アの都道府県による分析に加え、特定地域の地域課題や地域差について、対象市町村と一緒に議論し、検討を行っている カ オのプロセスを経て、個々の市町村の要望を踏まえ、伴走支援を実施している</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ 本評価指標は、介護保険法第 120 条の 2 第 1 項の規定を踏まえ、地域課題や地域差の改善に向けた管内市町村の取組を支援しているかどうかを評価する。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ アは、「地域包括ケア「見える化」システム」その他の各種データを活用し、一人当たり給付費（費用額）（年齢等調整済み。以下同じ）、要介護認定率（年齢調整済み）、在宅サービスと施設サービスのバランスその他のデータ等に基づき、地域差（管内市町村間の一人当たり給付費の差。以下同じ）の要因分析を行うとともに、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行いつつ、当該地域の特徴の把握と要因分析を行っている場合に評価の対象とする。</p> <p>○ イは、単にデータを共有するだけでなく、アの分析結果を通じた各市町村が抱える課題を共有している場合に評価の対象とする。</p> <p>○ オ・カは、市町村の問題意識も十分に聴取し、担当者間での議論を重ねた上で、地域課題や地域差の改善に向けた伴走支援を行う場合に評価の対象とする。なお、対象市町村は、</p>	2023 年度実施（予定を含む）の状況を評価	ア～ウ 各 5 点 エ～カ 各 6 点 (最大 33 点)

		各都道府県の実情に応じ、年度毎に抽出した一部の市町村で差し支えない。		
2	<p>保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果を活用し、管内市町村間の比較、課題分析、その改善に向けた取組を実施しているか。</p> <p>ア 管内市町村における評価結果について、過年度及び地域間の比較・課題分析を行っている イ アの課題分析等は、外部の関係者も参画して行っている ウ 評価結果の課題分析結果等を踏まえ、管内市町村の評価結果の改善に向け、情報共有、研修等の支援を実施している エ 市町村支援の実施に当たって、評価結果を活用している オ ア～エの取組の結果、今年度の評価結果において管内に著しく得点の低い市町村がない</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本評価指標は、市町村支援の実施に当たって、保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果を有効に活用できているかどうかを評価する。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アは、領域別に得点獲得状況を整理し、目標 I - (i) - 1 の評価指標による取組とも連動しながら、管内市町村間の比較、課題分析を行う場合に評価の対象とする。 ○ ウの「情報共有」に当たっては、管内市町村間での比較・課題分析のみならず、他都道府県の市町村とも比較・課題分析することが望ましい。 ○ エは、目標 I - (i) - 1 の評価指標による市町村支援の実施に当たって、対象市町村の選定や得点が低い項目を切り口とした実情把握、得点が高い他市町村の取組事例の横展開等が想定される。 ○ オは、厚生労働省において算定。ここでいう「今年度の評価結果において管内に著しく得点の低い市町村」とは、令和6年度評価結果の得点率の平均から標準偏差の2倍を差し引いて得た数を下回る市町村とする。 	2023 年度実施(予定を含む)の状況を評価(オを除く。)	<p>ア～ウ 各5点</p> <p>エ・オ 各6点</p> <p>(最大 27 点)</p>

目標 I : (ii) 活動指標群 (5 項目、配点 40 点)

	評価指標	留意点等	時点	配点
1	<p>今年度の評価得点</p> <p>ア 上位 7 割 イ 上位 5 割 ウ 上位 3 割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る評価結果を踏まえ、厚生労働省において算定。 ○ ここでは、令和6年度評価得点(保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る合計得点)の全国順位を評価する。 	2023 年度実績を評価	<p>ア～エ 各 2 点</p> <p>エに該当すれば ア～ウも得点</p>

目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する（配点 100 点）

目標Ⅱ：(i) 体制・取組指標群（1項目、配点 64 点）				
	評価指標	留意点等	時点	配点
1	<p>管内の介護給付費の適正化に向け、市町村支援を実施しているか。</p> <p>ア 管内市町村における介護給付費の特徴や適正化に向けた取組の実施状況を分析の上、課題を把握している</p> <p>イ アの課題を解決するため、都道府県としての改善目標を定めている</p> <p>ウ イに加え、市町村別の目標と取組内容の設定を行っている</p> <p>エ イ～ウを踏まえ、都道府県として介護給付費の適正化に向けた具体的な取組を実施している</p> <p>オ 個別の市町村に対して定期的な（1回/年程度）フォローアップを実施している</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ 本評価指標は、介護給付費の適正化に向けた管内市町村の取組を支援しているかどうかを評価する。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ アからエまでの取組については、既に第8期計画に盛り込まれているものも含む。</p> <p>○ ウは、アによる各市町村の状況を分析した上で、支援対象の市町村を選定し、対象市町村との調整を踏まえて支援の目標と取組内容の検討・設定を行うプロセスを想定。</p> <p>○ エの「具体的な取組」は、国保連の適正化システムの操作研修や実地支援、ケアプラン点検等に関する研修や実地支援、アドバイザー派遣事業、保険者の取組事例を紹介する説明会等及び介護給付適正化ブロック研修会の開催などが想定される。</p>	2023 年度実施（予定を含む）の状況を評価	ア 12 点 イ～オ 各 13 点 (最大 64 点)
目標Ⅱ：(ii) 活動指標群（3項目、配点 36 点）				
	評価指標	留意点等	時点	配点
1	<p>管内市町村のケアプラン点検の実施割合</p> <p>ア 上位 7 割</p> <p>イ 上位 5 割</p> <p>ウ 上位 3 割</p> <p>エ 上位 1 割</p>	<p>○ 市町村該当状況調査の結果を踏まえ、厚生労働省において算定。</p>	2022 度実績を評価	ア～エ 各 3 点 エに該当すれば ア～ウも得点 (最大 12 点)